



**コモンクライテリア アセッサ
登録制度運用規程**

CA-01

平成24年1月

独立行政法人情報処理推進機構

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. コモンクライテリア アセッサ登録基準	2
4. コモンクライテリア アセッサ登録申請	3
4.1 コモンクライテリア アセッサ登録申請手続	3
4.2 コモンクライテリア アセッサ登録審査	3
4.2.1 書面審査	4
4.2.2 インタビュー審査	4
4.2.3 審査結果の通知	4
4.3 コモンクライテリア アセッサ登録	4
4.4 コモンクライテリア アセッサ登録証の授与	4
4.5 コモンクライテリア アセッサ登録者の公表	5
4.6 コモンクライテリア アセッサの称号の利用	5
5. コモンクライテリア アセッサ登録事項変更	5
6. コモンクライテリア アセッサ登録更新	5
7. コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止及び一時停止解除	6
7.1 コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止	6
7.2 コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止解除	7
8. コモンクライテリア アセッサ登録の取消し	7
9. その他	7

コモンクライテリア アセッサ登録制度運用規程

制定 平成 18 年 12 月 19 日 2006 情総第 113 号

最終改正 平成 24 年 1 月 20 日 2011 情総第 118 号 一部改正

1. 目的

本規程は、開発元においてセキュリティ評価に関する十分な知識を有し、評価対象のレビューを行う能力を有する者の育成及びその活用を促進するため、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）技術本部 セキュリティセンター（以下「セキュリティセンター」という。）が、セキュリティ評価技術者として必要な能力を有する者に対しコモンクライテリア アセッサの称号を付与する登録制度の運用について定めるものである。

2. 用語の定義

本規程において使用する次の用語以外については、機構の Web サイトにて公表する IT セキュリティ評価及び認証制度（以下「評価・認証制度」という。）において使用する用語の例による。

評価・認証制度 (IT セキュリティ評価及び認証制度) :

IT 製品等のセキュリティ機能の適切性・確実性を、セキュリティ評価基準の国際標準規格である CC (ISO/IEC 15408) に基づいて第三者 (評価機関) が評価し、その評価結果を認証機関が認証する制度

CC (コモンクライテリア、Common Criteria、セキュリティ評価基準) :

IT セキュリティの観点から、IT 製品等が適切に設計され、その設計が正しく実装されていることを評価するための国際標準規格

CEM (Common Evaluation Methodology、セキュリティ評価方法) :

セキュリティ評価基準である CC に基づき、IT 製品等をどのように評価するかを定めた国際標準規格

コモンクライテリア アセッサ :

CC 及び CEM に基づき評価対象のレビューを実施できるなどの登録基準を満たし、登録手続を完了した者に付与する称号

コモンクライテリア プロフェッショナル :

IT 製品等の評価・認証の実務経験者であって CC 及び CEM に精通している等の登録基準を満たし、登録手続を完了した者に付与する称号

開発元レビュー者 :

評価対象の開発会社やコンサルタント会社等に所属し、CC 及び CEM に基づいて、評価対象をセキュリティ評価の観点からレビューを行う者。開発元レビュー者は、社内及び依頼に応じて社外で、評価用資料に対する検査や助言を行う。

開発元レビュー報告書 :

開発元レビュー者が CC 及び CEM に基づいて実施した評価対象のレビュー結果を記述した文書。本文書に記述する内容は、CEM に規定された評価報告書の構成に準じる。本文書の作成により、レビュー結果のタイムリーな開発へのフィードバックが可能となり、また品質のよい評価用資料の作成に寄与することができる。

審査員 :

CC 及び CEM に精通した技術者であって、評価・認証制度における認証機関の技術管理者が指名した者

評価機関 :

評価・認証制度において、開発者等からの評価依頼を受けて、CC に基づき IT 製品等の評価を実施する機関

認証機関 :

評価・認証制度において、評価機関からの評価報告を検査し、IT 製品等の認証を実施する機関

3. コモンクライテリア アセッサ登録基準

(1) コモンクライテリア アセッサの登録申請を行う者 (以下「申請者」という。) は、以下に示す要件に該当する実務経験及び技術知識を有し、CC 関連の普及活動、セキュリティ技術の維持・向上を図るためにセキュリティ関連のセミナーの受講等、コモンクライテリア アセッサとして活動を実施でき、評価機関又は認証機関に所属していないこと。

- ① 情報処理技術の基本的・共通的な知識及び情報セキュリティ技術の基礎知識
- ② IT 製品等の開発の実務経験

- ③ CC 及び CEM に関する十分な技術知識
 - ④ CC 及び CEM を使用して、評価対象のレビューを実施し、開発元レビュー報告書を作成する能力
- (2) 前項の者であって、以下の各号に示すいずれかに該当する者の登録申請については認めない。
- ① コモンクライテリア プロフェッショナル登録制度において、コモンクライテリア プロフェッショナルに登録されている者
 - ② コモンクライテリア アセッサ登録の抹消又は取消しをされた者 (本規程の 6. (5) 及び 8.参照)

4. コモンクライテリア アセッサ登録申請

4.1 コモンクライテリア アセッサ登録申請手続

- (1) 評価・認証制度における認証申請書に記載の申請責任者又は申請責任者の役務を継承した者 (以下「申請責任者」という。) は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、申請者の登録申請をすることができる。
登録申請は、随時受け付ける。

- ・ 「コモンクライテリア アセッサ登録申請書」 (様式 1)
- ・ 申請者の「経歴書」 (様式 2)
- ・ 申請者が作成した「開発元レビュー報告書」 (別表の保証コンポーネントは必須) (原則 CD などの電子媒体とする)

- (2) 提出する開発元レビュー報告書の評価対象は、機構に認証申請^(注)したものでなければならない。開発元レビュー報告書の評価の対象に係る秘密情報は、機構との認証申請に係る秘密保持契約に基づいて管理される。

(注) 評価・認証制度に基づき提出された IT 製品等の認証に係る申請のこと。

- (3) セキュリティセンターは、申請書類等に不備がある場合は、申請を受付できない旨、申請者の所属長及び申請者に対し通知し、申請書類一式を返却する。

4.2 コモンクライテリア アセッサ登録審査

4.2.1 書面審査

審査員は、申請者が本規程の 3. (1) ①及び②の登録基準を満たしていることを確認する。また、開発元レビュー報告書の内容を確認し、申請者がインタビュー審査を行うに資するレベルか確認する。

4.2.2 インタビュー審査

(1) 書面審査による確認後、審査員はインタビューを通じて、申請者が CC 及び CEM を十分に理解し、評価対象のレビューを実施できる技術知識及び能力を有しているか確認する。開発元レビュー報告書を使用して、別表に示す保証コンポーネントの中から審査員がインタビューを行い、申請者が本規程の 3. (1) ③及び④の登録基準を満たしていることが確認できた場合、合格とする。

なお、インタビューにおいて指摘事項があった場合、申請者はその対応を、当該報告書に反映し再度インタビューを受ける。審査員はこれらの指摘に対する理解がすべてなされたと判断した時点で合格とする。

(2) 最初のインタビューから原則 3 か月以内に合格とならない場合には、登録審査は不合格と判断される。

4.2.3 審査結果の通知

セキュリティセンターは、合否の判断後、原則 1 か月以内にコモンクライテリア アセッサ登録の合否を申請者の所属長及び申請者に通知する。

4.3 コモンクライテリア アセッサ登録

(1) コモンクライテリア アセッサ登録基準に適合すると認められた申請者は、セキュリティセンターからコモンクライテリア アセッサ登録者（以下「登録者」という。）として登録番号を付与され登録される。

(2) 登録者は、本規程の 4.5 に基づき公表される。

(3) 登録の有効期限は、登録日から 5 年間とする。

4.4 コモンクライテリア アセッサ登録証の授与

(1) セキュリティセンターは、機構の理事長名によるコモンクライテリア アセッサ登録証（様式 7 参照。以下「登録証」という。）を登録者に授与する。

(2) セキュリティセンターは、登録者の所属長及び登録者に対し登録証の授与について通知する。

(3) 紛失等による登録証の再発行は行わない。

4.5 コモンクライテリア アセッサ登録者の公表

(1) セキュリティセンターは、次に掲げる事項を機構の Web サイトのコモンクライテリア アセッサ登録者リスト (以下「登録者リスト」という。) に記載して、登録者を公表する。

1. 登録番号
2. 登録者名
3. 所属組織名
4. 登録日
5. 有効期限
6. その他

(2) 登録者は、登録の有効期限を過ぎたことなどによる登録の抹消 (本規程の 6.参照) 又は虚偽の申請若しくは社会的信用を損なう行為等による登録の取消し (本規程の 8.参照) の場合、登録者リストから削除される。

4.6 コモンクライテリア アセッサの称号の利用

登録者は、登録の有効期限内において、名刺等に「コモンクライテリア アセッサ」の称号を用いることができる。

なお、当該称号の後に“(IPA 登録番号 S****)”を記載できるものとする。

5. コモンクライテリア アセッサ登録事項変更

登録者の所属長は、機構の Web サイトに掲載の登録者リストの登録者の掲載情報及び連絡先に変更が生じた場合、「コモンクライテリア アセッサ登録事項変更届」(様式 3) にて、登録者の登録事項変更を速やかに届け出るものとする。

6. コモンクライテリア アセッサ登録更新

(1) 登録者の所属長は、機構の Web サイトに記載された登録の有効期限の 3 か月前から有効期限までに以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録更新申請をすることができる。

更新するにあたり、本規程の 3.の登録基準に適合し、コモンクライテリア アセッサと

して活動を実施していることが条件となる。

- ・「コモンクライテリア アセッサ登録更新申請書」(様式 4)
- ・登録者の「経歴書」(様式 2)

- (2) セキュリティセンターは、登録更新の承諾を原則有効期限までに登録者に通知する。
- (3) セキュリティセンターは、機構の Web サイトに公表している登録者リストの有効期限を 5 年間延長する。
- (4) セキュリティセンターは、申請書類等に不備がある場合は、申請を受付できない旨、申請者の所属長及び申請者に対し通知し、申請書類一式を返却する。
- (5) コモンクライテリア アセッサとしての活動を実施していることが確認できない場合は、登録は抹消とする。また、登録者から登録更新申請がない場合は、更新の意思がないとみなし、登録は抹消とする。
- (6) 更新時の登録証の再発行は行わない。登録者は、登録の有効期限については機構の Web サイトに公表される登録者リストにて確認するものとする。

7. コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止及び一時停止解除

登録者が、評価機関又は認証機関に所属する場合は、コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止を届け出なければならない。また、登録者が、評価機関又は認証機関に所属しなくなった場合、コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止解除を届け出なければならない。

7.1 コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止

- (1) 評価機関又は認証機関の所属長は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録の一時停止の届け出をする。

- ・「コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止届」(様式 5)

- (2) セキュリティセンターは、機構の Web サイトに公表している登録者リストから登録者を削除する。
- (3) コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止が長期間継続する場合、セキュリティセンターは登録者に状況確認をすることがある。登録者からの一時停止の継続理由が本規程の 7. に適合しない場合又は登録者から状況確認に対する回答がない場合は、セキュリティセンターは登録を抹消することができる。

7.2 コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止解除

- (1) 登録者の所属長は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録の一時停止解除の届け出をする。

・「コモンクライテリア アセッサ登録の一時停止解除届」(様式 6)

- (2) セキュリティセンターは、登録の一時停止解除を承諾したことを登録者に通知し、機構の Web サイトの登録者リストにて登録者を公表する。
- (3) 一時停止を解除した際に登録の有効期限を過ぎていた場合、登録者は承諾の通知日から起算して 12 か月以内に本規程の 6. の登録更新申請をしなければならない。この場合、一時停止の間は登録更新が行われた扱いになり、登録更新申請にて与えられる有効期限は一時停止解除をした際の直前の有効期限から起算して 5 年間の延長となる。

8. コモンクライテリア アセッサ登録の取消し

セキュリティセンターは、コモンクライテリア アセッサ登録の申請時、変更時若しくは更新時に虚偽の申請があったことを確認した場合又はコモンクライテリア アセッサとしての社会的信用を損なう行為が確認された場合、その登録を取り消すことができる。

9. その他

- (1) コモンクライテリア アセッサ登録に係る機構内の処理手順については、「コモンクライテリア アセッサ登録制度業務マニュアル」を定める。
- (2) 本規程にて参照する様式については、別途、様式集として定める。最新の様式については、機構の Web サイトで公表する。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 19 日から実施する。

附 則 (平成 22 年 8 月 23 日 2010 情総第 71 号・一部改正)

この規程は、平成 22 年 8 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 1 月 20 日 2011 情総第 118 号・一部改正)
(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 1 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にコモンクライテリア アセッサの登録を受けた者については、改正後の規程 4.3 の登録を受けた者とみなす。

別表

審査対象とする開発元レビュー報告書の保証コンポーネント

開発元レビュー報告書は、基本的には評価保証レベル (EAL) に基づき規定された保証コンポーネントのレビュー結果を記載するが、本登録申請における開発元レビュー報告書の審査範囲は、下表の範囲内とする。範囲を変更又は拡張する場合は、機構の Web サイトにて公表する。

CC バージョン 3.1 以降	
保証クラス	保証コンポーネント
セキュリティターゲット	ASE(EAL2 以上)
開発	ADV_ARC ADV_FSP ADV_TDS
ガイダンス文書	AGD_OPE AGD_PRE
テスト	ATE_COV ATE_FUN
脆弱性評価	AVA_VAN

